

議案提出書

横手市議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議会案を提出する。

平成26年12月10日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 木村清貴様

提案理由

横手市議会基本条例（平成24年横手市条例第23号）第19条第1項の検証等を行う機関を変更するため、現行条例の一部を改正しようとするものである。

議会案第10号

横手市議会基本条例の一部を改正する条例

横手市議会基本条例（平成24年横手市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「議会運営委員会」を「議会改革推進会議」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案提出書

横手市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議会案を提出する。

平成26年12月10日 提出

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 木村清貴様

提案理由

横手市議会基本条例（平成24年横手市条例第23号）第19条に基づく検証等の場を新たに設置することに伴い、現行規則の一部を改正しようとするものである。

議会案第11号

横手市議会会議規則の一部を改正する規則

横手市議会会議規則（平成17年横手市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

議会改革推進会議	横手市議会基本条例（平成24年横手市条例第23号）第19条の規定に基づき行う検証等若しくは議会改革に係る協議又は調整を行うこと。	議会改革推進会議の委員	委員長
----------	--	-------------	-----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。